

VI. 成績評価

成績評価は、個々の科目について定められている単位数に相当する量の学修成果の有無やその内容を評価するために行われます。成績評価は、一般的に 100 点満点法で評価され、60 点以上の評価を得られた場合に所定の単位が認定されます。

1. 成績評価の方法

成績評価には、おおよそ次の 4 種類の方法があり、これらのうちのひとつまたは複数を組み合わせて評価されます。各科目の成績評価方法は、その科目の特性に応じて授業担当者によって定められています。その内容はシラバスに明示されているので参照してください。

- ① 筆答試験による評価
- ② レポート試験による評価
- ③ 実技試験による評価
- ④ 授業への取組状況や小テストなど、上記試験による評価の他に、担当者が設定する方法による評価

2. 成績評価の基準

- ① 成績評価は、100 点を満点とし、60 点以上を合格、それを満たさない場合は不合格とします。
- ② 一度合格点を得た科目（＝既修得科目）は、いかなる事情があっても、再度履修して成績評価を受けることはできません。
- ③ 履修登録した科目の試験を受験しなかった場合、その試験の評価は 0 点となります。ただし、この場合でも、試験による評価以外に授業担当者が設定する方法により評価される場合があります。
- ④ 段階評価と評点の関係は、次のとおりとします。

段階評価と評点			
S (90～100 点)	A (80～89 点)	B (70～79 点)	C (60～69 点)

上記の段階評価以外に、実習科目は G（合格）・D（不合格）で評価する場合があります。単位認定された科目の場合は N（認定）となります。

- ⑤ 学業成績証明書は、すべて段階評価で表示し、不合格科目は表示しません。
- ⑥ 学業成績表は、第 1 学期（前期）分を 9 月中旬、第 2 学期（後期）分を 3 月下旬にポータルサイトよりダウンロードできます。日程の詳細は、別途ポータルサイトまたは掲示等でお知らせします。

3. GPA 制度

GPA とは、Grade Point Average（成績加重平均値）のことであり、従来の修得単位数による学修到達度判定に加え、どの程度のレベルで単位を修得したかを一目で表すものとして考えられたものです。

GPA は、各教科の評価点（100 点満点）を次表のように換算しなおし、その合計を登録科目の総単位数で割って算出します。

短期大学部では参考までに GPA 評点を学業成績表に記載しています。

評価点	グレイドポイント
100～90点	4
89～80点	3
79～70点	2
69～60点	1
59点以下	0

$$GPA = \frac{\sum (\text{登録科目のグレイドポイント} \times \text{単位数})}{\sum (\text{登録科目の単位数})}$$

例えば、「英語Ⅰ」（2単位）90点、「保育内容総論」（1単位）80点、「保育原理Ⅰ」（2単位）40点、「社会学」（4単位）76点を登録科目の結果とした場合、GPAは次のように計算されます。

$$GPA = \frac{(2 \times 4) + (1 \times 3) + (2 \times 0) + (4 \times 2)}{2+1+2+4} = \frac{19}{9} = 2.11$$

※随意科目、履修辞退した科目については、ここでいう登録科目には含みません。

※成績を評価点（100点満点）で評価しない科目は算入しません。

4. 成績疑義

成績評価について疑義がある場合は、必ず所定の「成績疑義申出用紙」に疑義内容を記入した後、短期大学部教務課窓口へ提出してください。授業担当者に直接申し出てはいけません。

なお、申出期間および申出方法については、別途ポータルサイトまたは掲示等で確認してください。

5. 筆答試験の時期

定期試験	個々の科目について定められている授業期間の終了時期（通常の場合は学期末）に実施する筆答試験
追試験	定期試験欠席者のために、定期試験終了後に改めて実施する筆答試験（追試験の項 P.34 を参照のこと）
再試験	詳細は「再試験」の項（P.36）を参照のこと。

6. 受験資格

次の各号に定める条件をすべて備えていないと受験資格を失い、受験することができなくなる恐れがあります（追試験、再試験については、追試験、再試験の項を参照のこと）。

- (1) その科目について、有効な履修登録がなされていること。
- (2) 定められた学費を納入していること。
- (3) 授業に出席していること。原則として3分の2以上の出席があること。
- (4) 授業担当者の求める諸条件を満たしていること。

7. 受験の注意事項

筆答試験に際しては、次のことを守らなければなりません。

- (1) 指定された試験場で受験すること。
- (2) 試験開始20分以上の遅刻および30分以内の退室は許されない。
- (3) 学生証を携帯すること。

履修をはじめるにあたって
シラバス
単位制度と開設方法
履修登録
成績評価
教育課程
諸課程
その他
学籍管理センター
入学生活の手引き
授業休止の取り扱い基準
学籍の取り扱い
付録

- (4) 学生証は写真欄が見えるよう机上通路側に置くこと。
万一、学生証を忘れた場合には、短期大学部教務課窓口で「試験用臨時学生証」の交付を受けておくこと。
- (5) 答案（解答）用紙が配付されたら直ちに年次、学籍番号、氏名を「ペンまたはボールペン」で記入すること。
- (6) 参照を許可されたもの以外は、指示された場所におくこと。
 [担当教員の指示がない限り、電子機器等の使用を認めない。]
 [持ち込み条件が「全て可」であっても、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等情報端末機器の使用は一切認めない。]
- (7) 試験開始前に携帯電話等の電源を切り、かばんの中に入れること。
- (8) 答案（白紙答案を含む）を提出しないで退室しないこと。

8. 答案の無効

次の場合は、その答案は無効となります。

- (1) 無記名の場合
- (2) 指定された場所に提出しない場合
- (3) 試験終了後、試験監督者の許可なく氏名を書き直した場合
- (4) 受験態度の不良な場合

9. 筆答試験における不正行為

- (1) 受験中に不正行為を行った場合は、その学期に履修登録をした全科目の単位認定を行いません。さらに、不正行為の程度により、学則に定める懲戒を加えることがあります。
- (2) 次に該当する場合は、これを不正行為と見なします。
 - ① 私語や態度不良について注意を与えても改めない場合
 - ② 監督者の指示に従わない場合
 - ③ 身代わり受験を行ったとき、または行わせた場合
 - ④ カンニングペーパー等を所持していた場合
 - ⑤ 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等情報端末機器をかばん等にしまっていない場合
 - ⑥ 許可された以外のものを参照した場合
 - ⑦ 机上等への書き込みをしていた場合
 - ⑧ 許可なくして物品や教科書、ノート類を貸借した場合
 - ⑨ 答案用紙の交換および見せ合いをした場合
 - ⑩ その他、①～⑨に準じる行為を行った場合

10. レポート試験における不正行為

レポート試験については、既存文書からの不正な転用等が認められたとき（例えば、インターネット等からコピーしたような場合）は、当該レポートを無効扱いとし、単位認定を行わない場合があります。

11. 追試験

- (1) 追試験の受験資格
 追試験は次の各号のいずれかの理由により定期試験を欠席し、所属学部が認めると受験することができます。
 - ① 病気、怪我又は試験時における体調不良等

- ② 親族（原則として3親等まで）の葬儀への参列
- ③ 公認サークルの公式戦への選手としての参加
- ④ 交通機関の遅延等
- ⑤ 交通事故、災害等
- ⑥ 就職活動（説明会、筆記試験、面接等）
- ⑦ 資格試験（公務員試験、公的資格試験等）の受験
- ⑧ 単位互換科目の試験受験
- ⑨ インターンシップ実習（協定型インターンシップ、大学コンソーシアム京都インターンシップ・プログラム）への参加
- ⑩ 裁判員（候補者）への選任
- ⑪ 短期大学部における実習等への参加により本学学部の定期試験を受験できなかった場合
- ⑫ その他所属学部が特に必要と認める理由

追試験受験希望者は、追試験受験願および欠席理由証明書（医師診断書、交通遅延証明書（WEB発行の証明書可）または事故理由書、就職試験等による場合は会社あるいは団体が発行する証明書等）をその科目の試験日を含めて4日以内（土・日・祝日は含めない。ただし、土曜日が試験日の場合は試験当日を含む4日以内）に短期大学部教務課窓口に提出しなければなりません。

なお、医師の診断の結果、インフルエンザなどの流感により外出が制限され、定期試験を受験できなかった場合は、追試験申込期限内に短期大学部教務課まで連絡してください（電話による連絡可）。

(2) 追試験の受験料は、1科目1,000円です。

(3) 実技（例えば、「スポーツ文化ⅠB」）・実習科目、レポート試験による科目、特別に指定された科目については、原則として追試験は行いません。ただし、こども教育学科専攻科目の「音楽Ⅰ」および「音楽Ⅱ」・「音楽Ⅲ」については、追試験を実施します。

詳細については、定期試験前にポータルサイトまたは掲示等にて確認してください。

12. 筆答試験時間

筆答試験時間割は、原則として試験の14日前にポータルサイトまたは掲示により発表します。試験時間は、次のとおりです。

講時	開始時刻	終了時刻
1 講 時	9:15	10:15
2-A 講 時	10:45	11:45
2-B 講 時	12:15	13:15
3-A 講 時	13:45	14:45
3-B 講 時	15:15	16:15
4 講 時	16:45	17:45
5 講 時	18:15	19:15

(注1)「2-A 講時」、「3-B 講時」は、他学部受講科目のみの試験時間となります。

(注2)科目の特性によって、試験時間を変更することがあります。

履修をはじめ	履修を始めるにあたって
シラバス	シラバス
単位制度と	単位制度と
開設方法	授業科目の開設方法
履修登録	履修登録
成績評価	成績評価
教育課程	教育課程の編成方法
諸課程	諸課程
その他	その他
学修生活の手引き	学修生活の手引き <small>入学準備センター・</small> <small>障がい学生支援について</small> 授業休止の 取り扱い基準 学籍の取り扱い
付録	付録

13. 再試験

(1) 再試験の受験資格

① 2年次生以降・必修科目、選択科目

成績開示時において当該開講期に50点以上59点以下で不合格と成績開示された科目のうち3科目（12単位）以内が合格となれば卒業（見込）要件を満たすことができる場合、当該の不合格科目の内3科目（12単位）以内に限り再試験を願い出ることができます。

② 1年次生・必修科目

成績開示時において、当該開講期に履修した必修科目が50点以上59点以下で不合格と成績開示された場合、当該の不合格科目の内2科目以内に限り再試験を願い出ることができます。

※ 上記に該当する場合であっても、短期大学部学則第8条に則り、授業への出席回数が足りない学生は受験することができません。

(2) 再試験対象科目

定期試験として「教室筆記試験」あるいは「レポート試験」を実施する科目のみ再試験対象科目とします。但し、定期試験の実施方法や有無に拘わらず、こども教育学科専攻科目の内1年次配当の必修科目は全て再試験対象科目とします。他学部開講授業科目・単位互換制度を用いて履修した科目は再試験の対象になりません。

(3) 該当者には短期大学部教務課より通知します。

(4) 再試験受験希望者は、再試験願を指定された期日内に短期大学部教務課に提出しなければなりません。

(5) 再試験の評点における最高点は60点です。

(6) 再試験料は、1科目3,000円です。